

高槻市自動車運送事業審議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市自動車運送事業審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、審議会の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会議の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、高槻市自動車運送事業審議会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手続きその他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する時間がないときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表の内容は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務課に送付し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 公開した会議の会議録は、速やかに作成し、確定次第、法務課等で閲覧等に供するものとする。

2 審議の概要や答申等は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。

(事務局)

第10条 審議会等の会議の公開に関する事務局は、交通部企画運輸課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会の長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から実施する。